

# 深谷市性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関する条例（案）

## （目的）

第1条 この条例は、性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民の人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会を実現することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 性的指向 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。
- （2） 性自認 自己の性別についての認識のことをいう。
- （3） 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- （4） 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- （5） 教育に携わる者 市内において学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。

## （基本理念）

第3条 性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進は、全ての市民が個人として尊重され、性的指向又は性自認による差別的な取扱いを受けることなく、その個性及び能力を十分に発揮し、多様な生き方を選択できることを旨として行わなければならない。

## （市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」とい

う。)にのっとり、性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、職場環境及び事業活動において、性的指向及び性自認の多様性に配慮するよう努めるものとする。

(教育に携わる者の役割)

第7条 教育に携わる者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 教育に携わる者は、教育の場において、性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する意識の形成に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

(権利侵害の禁止)

第8条 何人も、性的指向又は性自認の公表に関して、本人に対し強制し、又は禁止してはならない。

2 何人も、本人の同意なくして性的指向又は性自認を公表してはならない。

(市の施策)

第9条 市は、性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関して、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 性的指向及び性自認の多様性に関する市民及び事業者の理解を深めるために必要な啓発及び広報活動を行うこと。

(2) 性的指向及び性自認の多様性に関する教育を推進すること。

(3) 性的指向及び性自認の多様性に関する相談に的確に応じ

ること。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。